

お知らせ

イベント情報

研究ニュース

メディア出演情報

学長室発 

広報活動 

SNSアカウント一覧

【まとめ】新型コロナウイルスへの対応について

随時追加・更新しておりますので、常に最新の情報を確認するよう注意してください。
[本学の研究成果・取組・イベント一覧はこちら。](#)

本学の方針・対応等

2020.10.01～ **現在の神戸大学の活動制限指針 レベル1(一部レベル2)**
([活動制限指針表](#) )

- 2020.05.12更新 [【学生・教職員の方】感染予防対応について](#)
- 2020.10.01 [【学生・教職員の方】海外渡航について](#)

感染予防対応について

2020年03月11日 掲示

2020年05月12日 更新

2020年12月22日 更新

1. 体調不良（咳・発熱・咽頭痛・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のあるものは、登校・出勤を控えてください。その場合、「神戸大学感冒様症状者にかかる届出制度」に基づき、学生は教務学生担当係、職員は総務担当係へ必ず連絡してください。

また、体調不良の場合は、毎日体温を計測し（朝夕2回以上）、症状とともに記録してください。症状に応じて医療機関の受診を検討してください。

登校・出勤を控える期間は下記となります。

症状が出現してから翌日から数えて、~~8~~8日を経過するまで、かつ薬剤を使わない状態で全ての症状がおさまり、3日を経過するまで

（発熱や全身倦怠感についても、風邪薬や解熱剤を使わず症状がなくなった日から3日を経過するまで）

（インフルエンザと診断された方は、発症後5日を経過かつ解熱後2日を経過するまで）期間を過ぎれば、登校・出勤が可能です。

登校・出勤後も ~~さらに、4週間は~~引き続き マスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめ、体調不良の場合は登校・出勤を控えて 下ください。

体調不良について、医療機関の受診を考えた場合には、まずはかかりつけ医にあらかじめ電話で相談してください。連絡せずに直接受診することは控えてください。

どこに相談すればよいか分からない場合は「帰国者・接触者相談センター」や「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」等の相談窓口（以下、「相談センター」という。）に相談してください。（地域により窓口の名称が異なることがあります。）

2. 次の相談・受診の目安に該当する症状がある方は「~~帰国者・接触者相談センター~~」（相談センター）に相談し、指示に従ってください。

参考：新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（厚生労働省）
—(2020年5月8日改訂)—

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状がある。

※高齢者や基礎疾患（糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方は、重症化の恐れがあるため、はやめ早めに土の状態が2日程度続く場合には相談センターに相談してください。

これらは、あくまでも目安であり、症状が強い時は、我慢せず、相談のうえ医療機関受診をしてください。

3. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、学生については登校停止、職員については就業禁止となります。学生は教務学生担当係、**教職員は総務担当総務係へ必ず連絡してください。**療養後、「治癒した」旨の診断書を主治医に書いていただいでください。

療養医療機関や保健所から指示された療養期間終了後、療養が終了した旨を連絡してください。

~~学生は、療養後1週間はさらに自宅等に待機してください。~~

なお、遠隔授業の参加には制限はありません。体調を優先し、決して無理はしないようにしてください。

~~職員は、在宅勤務が可能な場合は、療養後1週間はさらに自宅等に待機してください。在宅勤務が可能な場合は、療養後、1週間は在宅勤務として下さい。療養後、1週間は在宅勤務として下さい。~~

~~その後、診断書を保健管理センターに持参してください。~~

~~確認の上、登校・出勤が可能となります。~~

治癒後にも、再発例が報告されています。療養期間終了後 ~~4週間~~はも引き続きマスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめを徹底し、体調不良の場合は登校・出勤を控えて干ください。

4. 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方は、学生は各科教務学生担当係、教職員は担当総務担当係に必ず連絡をしてください。保健所の指示に従い、感染拡大防止に努めてください。また、感染者との最終接触から14日間は登校・出勤を控え自宅等に滞在（自宅学習等）するよう努めてください（*注）。

5. 濃厚接触者と同居している方、又は、長時間接触した方は、体調の経過観察を行うとともに、学生は教務学生担当係、職員は総務担当係へ連絡のうえ登校・出勤を控えてください。また、同居家族に体調不良者が生じた場合は、体調の経過観察を行ってください。

期間は濃厚接触者の新型コロナウイルスの感染が否定されるまでとなります。濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、改めて、濃厚接触者としての自宅待機となります。

6. 登校後や就業中に体調不良となった場合は、手指衛生に努め、正しいマスクの着用等咳エチケットに留意し、帰宅し、1.の対応をとってください。（*注）

（*注）

○ 登校・出勤せず自宅等待機をする場合

14日間は毎日体温を測り（朝夕2回以上）、手洗い、咳エチケット（正しいマスクの着用）を徹底し、咳・発熱など体調不良の場合は、保健所の指示に従ってください。待機開始時には十分な食料・水などを準備し、生命の維持のため等やむを得ない場合以外は待機場所にとどまってください。

○ 体調の経過観察を指示された場合

14日間は毎日体温を測り（朝夕2回以上）、手洗い、咳エチケット（正しいマスクの着用）を徹底し、咳・発熱など体調不良の場合は、上記1.2と同様にしてください。